

会 議 結 果 報 告 書

会議名		令和 7 年度大野中地区まちづくり会議(第 2 回全体会)		
開催日時		令和 7 年 6 月 1 2 日 (木) 午後 7 時 0 0 分～午後 8 時 3 0 分		
開催場所		大野中公民館 1 階 大会議室		
出席者	委 員	1 7 人 (別紙のとおり)		
	その他	1 人		
	大野中まちづくりセンター	2 人		
公開の可否		☒ 可 ☐ 不可 ☐ 一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				

審 議 結 果

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議題

(1) 子育て応援条例について（こども・若者政策課）

こども・若者政策課から資料に沿って説明がされた。

【質 疑】

・他市や東京都等で実施している出産一時金の支給は検討していないのか。（金本委員）

⇒学校給食の無償化など、限られた財源を有効活用して実施している。また、給食費や授業料などについて、国の責務として申し入れしている。（こども・若者・政策課）

・子どもの前にまず結婚ではないか。夫婦で安心して子どもを出産できるようにすべき。（原口副会長）

⇒条例第一条の目的を前提として、県も実施しているが、本市独自の取組みとして、婚活イベントを実施していく。また、結婚や子育て等を具体的に意識していただくために、ライフデザインセミナーを開催していく。（こども・若者政策課）

・自分の子は自分で育てるもの。給食費の無償化ぐらいでは、子どもは増えない。我々から寄付を募るのもいかなものか。（森会長）

(2) 『令和7年度大野中地区まちづくりを考える懇談会』に係る検討について テーマ「防犯対策について」

ア. 懇談事項の検討について

堤副会長から案1～案3を説明し、内容の協議を行った。結果は、以下のとおり。

(案1) 特殊詐欺等を未然に防ぐために

⇒資料文中の「市役所」を「まちづくりセンター等の公共施設」に修正。

(案2) 防犯カメラ設置費補助制度の拡充について

⇒修正なし。

(案3) 空き家対策について

⇒修正なし。

【主な意見等】

- ・グループ討議の際に子どもの防犯の話も出たが、今回は高齢者を対象というとか。（山本委員）
⇒当日は時間が限られることから、高齢者を対象とした。（森会長）
- ・案１について、「身近な市役所」に相談窓口を設置と記載しているが、グループ討議では、公民館等に設置して欲しいという話であった。（古賀委員）
⇒「まちづくりセンター等の公共施設」に修正する。（事務局）

イ．当日の役割分担について

以下のとおり役割分担を行った。

司 会 …… 原口副会長

閉 会 …… 佐藤副会長

（１）特殊詐欺等を未然に防ぐために …… 金本委員

（２）防犯カメラ設置費補助制度の拡充について …… 玉利委員

（３）空き家対策について …… 西口委員

４．その他

（１）各団体の情報提供・情報交換について

- ・小学校の登校班で、親なしで登校する児童が増えてきている。親が仕事優先の考えであったり、親が子どもの頃、親なしで登校していた経験から、必要ないと考えている様である。そうした世帯は、自治会もこども会にも入っていないことが多い。（岡崎委員）

- ・７月１日に大野中公民館で交通安全教室を開催し、警察から箱根駅伝の先導の話や講話などもしていただくので、興味のある方は来てほしい。（古賀委員）

５．閉会あいさつ（小林副会長）

以 上

大野中地区まちづくり会議委員名簿

(まちづくり会議委員の役職：会長◎、副会長◇)

No	推薦団体名	役職等	氏名	備考
1	大野中地区自治会連合会	会長	◎森 逸雄	出席
2	大野中地区商店会	代表	◇田村 小次郎	欠席
3	大野中地区民生委員児童委員協議会	会長	◇堤 道子	出席
4	大野中地区老人クラブ連合会	代表	◇小林 太	出席
5	大沼公民館	館長	◇佐藤 純	出席
6	大野中地区社会福祉協議会	会長	◇原口 和博	出席
7	大野中地区自治会連合会	副会長	細谷 剛	出席
8	大野中地区自治会連合会	副会長	川島 光子	出席
9	大野中地区自治会連合会	副会長	玉利 博	出席
10	大野中公民館	館長	大久保 宗俊	出席
11	大野台公民館	館長	高安 祥介	出席
12	大野中地区子ども会育成連絡協議会	代表	野口 裕光	欠席
13	大野中地区防犯協会	代表	平野 大介	欠席
14	大野中地区交通安全母の会	代表	古賀 幸枝	出席
15	大野中地区連合自主防災隊	代表	高橋 健一	出席
16	相模原市消防団南方面隊第3分団	代表	西口 卓也	出席
17	大野中地区企業（大野台事業所協議会）	代表	末廣 誠司	欠席
18	大野中地区青少年指導委員	代表	山本 達郎	出席
19	大野中地区スポーツ推進委員	代表	金本 祥司	出席
20	大野中地区小学校PTA	代表	岡崎 香	出席
21	大野中地区中学校PTA	代表	小林 靖志	欠席
22	大野中地区健康づくり普及員	代表	小助川 和夫	欠席
23	大野中地区ボランティアグループ	代表	本田 清子	欠席
24	大野中地区地域包括支援センター	代表	谷 梨絵	出席

令和7年度 大野中地区まちづくり会議【第2回全体会】 次第

日時：令和7年6月12日（木）午後7時00分

場所：大野中公民館 大会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

（1）子育て応援条例について（こども・若者政策課）

（2）『令和7年度大野中地区まちづくりを考える懇談会』に係る検討について
テーマ「防犯対策について」

ア．懇談事項の検討について

（案1）特殊詐欺等を未然に防ぐために

（案2）防犯カメラ設置費補助制度の拡充について

（案3）空き家対策について

イ．当日の役割分担について

別紙参照

【日程及び場所】

第1候補日：11月13日（木）18：00

第2候補日：11月11日（火）18：00

第3候補日：2月5日（木）18：00

場 所：大野中公民館 大会議室

4. その他

（1）各団体の情報提供・情報交換について

5. 閉会あいさつ

次回全体会日程

日 時：令和7年9月11日（木）19時00分

場 所：大野中公民館 コミュニティ室

相模原市 子育て応援条例を 制定しました

子育て世代が社会全体に温かく見守られ、
喜びを感じながら、安心して子育てできる
社会の実現を目指します。

条例の 基本理念

誰もが一人ひとり異なる存在であり、
結婚や子育てには多様な価値観がある
ことを認め、これを尊重します。



通学路の
見守り



子育て広場



保育園

子育て世代を応援しましょう

子どもは未来を築く大切な存在です。
市民の一人ひとりが子育てに関心を持ち、
子育て世代を温かく見守りましょう。



相模原市

相模原市は子育て世代を応援します！

— 令和7年度の取組 —



経済的負担を軽減

市立小学校1年生の 学校給食費無償化

小学校に入学することで、一時的に経済的負担が大きくなる世帯の負担を軽減するための支援です。

市立小中学校、公立保育所 などの食材費を一部支援

食材の価格が高騰する中でも、栄養バランスの取れた給食の質を確保するとともに、保護者の負担額を増やさないための支援です。

フリースクール

などへの通所費用の支援

不登校児童生徒の学校外での居場所・学びの場を確保できるようにするための支援です。

スタディクーポン事業

家庭の経済状況に左右されず自身が望む学校などへ進学できるよう、低所得者世帯の中学校3年生及び義務教育学校9年生の学習塾代等を支援します。

教材等整備事業

使用期間が比較的短く、家庭に持ち帰って使用する機会が少ない学用品の一部を、学校の物品として購入します。

修学旅行の費用を一部支援

物価高騰が長期化する中、保護者の負担を軽減するための支援です。



切れ目のない子育て支援

妊婦健康診査事業

妊婦と胎児の健康管理及び経済的負担を軽減するため、医療機関等で実施する妊婦健診の費用の一部助成について、助成額を増額します。

1か月児健診の助成

1か月児健康診査に助成金を支給することで、費用負担を軽くし、受診しやすい環境を作ります。助成金 最大 5,000円(子ども1人につき)

さがみはら

休日一時保育の拡充

理由を問わず休日に預けることができる保育施設を、緑区に加えて南区、中央区でも新たに実施します。

子育てにやさしいまち

ふわふわドームの設置

子育て世代のニーズに対応した公園の魅力向上を図るため、淵野辺公園に設置します。

ロングすべり台の設置

相模原麻溝公園に設置するロングすべり台を設計します。



公共施設へのキッズコーナー整備

公共施設を訪れたときに休憩できるスペースを、さまざまな施設に設置します。

結婚を希望する人への支援

婚活イベントや、若者が描いた人生に向けて行動するきっかけを作るライフデザインセミナーを開催します。また、結婚に伴う引越代を支援します。



イラスト/
県立相模原弥栄高等学校
美術科6期生 木山結菜

お問合せ



相模原市

こども・若者政策課

☎042-769-8315

相模原市子育て応援条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日 提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 2 0 号

相模原市子育て応援条例

全ての子どもは相模原市にとっての希望であり、未来を築く大切な存在です。結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、子育て世代が喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会を創ることは、今の時代を生きる私たちにとって大事なことであり、取り組まなければならないことです。

経済的な不安定さ、仕事と子育ての両立の難しさなど、子育て世代を取り巻く状況は厳しさを増しており、安心して子育てをすることができる環境の実現に向けて、一人ひとりができることを行い、社会全体で子育て世代を支えていくことが求められています。また、緑あふれる豊かな自然と生活に便利な都市機能に恵まれた相模原市には、子育てに適した環境があり、この強みを生かして子育て世代を応援することが重要です。

私たちは、市、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者が共に子育て世代を応援する意識を育み、結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、子育て世代が社会全体に温かく見守られ、喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会の実現を目指して、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、子育て世代及び結婚を希望する人の応援についての基本理念を定めるとともに、市の責務並びに市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者の役割を明らかにし、結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、子育て世代が社会全体に温かく見守られ、喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会を実現することを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると

ころによります。

- (1) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人をいいます。
- (2) 子育て世代 子育てをすることを希望する人たち及び現に子育てをしている人たちをいいます。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する人をいいます。
- (4) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいいます。
- (5) 学び・育ちの施設等関係者 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校その他の子どもが学び、育ち、又は活動するために利用する市内の施設(以下「学び・育ちの施設」といいます。)及び学び・育ちの施設以外において子どもの学び、育ち又は活動の支援に関係する人をいいます。

(基本理念)

第3条 子育て世代及び結婚を希望する人の応援に当たっては、誰もが一人ひとり異なる存在であり、結婚や子育てには多様な価値観があることを認め、これを尊重します。

2 子育て世代の応援は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとします。

- (1) 子育て世代が孤独・孤立の状態(孤独・孤立対策推進法(令和5年法律第45号)第1条に規定する孤独・孤立の状態をいいます。)になることがないように、子育て世代を社会全体で温かく見守り、支えるものとします。
- (2) 市、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者が相互に連携し、子育て世代が社会全体に温かく見守られ、喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会の実現に向けた取組を推進するものとします。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」といいます。)にのっとり、子育て世代及び結婚を希望する人の応援に関する総合的かつ具体的な施策を策定し、及び実施するものとします。

2 市は、基本理念にのっとり、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者がそれぞれの役割を果たしながら相互の連携及び協働を図ることができるよう取り組むものとします。

3 市は、基本理念及び第1項の施策に係る普及啓発を行うものとします。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、子どもは未来を築く大切な存在であるとの認識の下、一人ひとりが子育てに関心を持ち、子育て世代を温かく見守り、全ての世代が共に子育て世代を応援するよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する子育て世代の応援に係る施策に協力するよう努めるものとします。

2 事業者は、基本理念にのっとり、自ら雇用する労働者が仕事と子育てとの両立を図ることができるようにするため、必要な労働環境の整備に取り組むよう努めるものとします。

(学び・育ちの施設等関係者の役割)

第7条 学び・育ちの施設等関係者は、基本理念にのっとり、学び・育ちの施設が、子どもが心豊かに主体的に生きていくための基礎的な資質、能力や創造性を育む場であることを認識し、子どもの意見を聴き、その存在をありのままに受け入れ、一人ひとりの個性を大切にしたい関わりを意識し、保護者や地域と連携しながら、心身ともに健やかに子どもが育つ環境づくりを進めるよう努めるものとします。

(施策)

第8条 市は、子育て世代及び結婚を希望する人を応援するため、次に掲げる施策を実施するものとします。

(1) 子育て世代が子育ての喜びを実感しながら安心して子育てをできるようにするための施策

(2) 社会全体において子育て世代を応援する意識を育むための施策

(3) 結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえるための施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施策

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

あなたの寄附が子どもたちの未来を切り拓く！

子ども・若者 未来基金



～寄附制度のご案内～

相模原市では、次代を担う子ども・若者が健やかに成長し、誰もが活躍できる社会を実現するために、子どもたちの「生きる力」を育むとともに、すべての若者が自立・活躍できる環境づくりを進めています。

こうした取組を長期的・安定的に進めていくために、市民・企業・団体の皆様からの寄附を「子ども・若者未来基金」へ積み立て、主に子どもの貧困対策や学力保障のほか、子育て支援や若者の自立支援などの事業に活用させていただきます。

基金を活用している事業

令和5年度 寄附総額 4,178,713円
(個人15件、法人21件、団体20件 計56件)

給付型奨学金

経済的理由により高等学校等への修学が困難な人への修学を奨励するため、返還不要の「給付型奨学金」を給付します。



子ども・若者未来基金について詳しく知りたい方はこちらから！

セカンドブック事業

お子さんと保護者が信頼関係を深め、健やかな心の成長を育むとともに、さらなる読書習慣へつながるきっかけづくりとなるよう、2歳6か月を迎えるお子様に絵本をプレゼントします。

社会的養護 自立支援事業

児童養護施設等に入所（里親委託を含む）している子どもが、将来自立した社会生活を送れるよう、入所中から退所後の一定期間、自立に向けた支援を行います。



ご寄附の流れ・寄附制度の特徴

① 寄附の申出



② 寄附金の納入



③ 確定申告

※寄附は1円からでも大丈夫！
※ご希望により、寄附団体名・お名前等を公表いたします！
※寄附金は税金から控除されます！

※ワンストップ特例制度もご利用いただけます

寄附申出はこちらから



※ 郵送・FAX等で申出も受け付けています。

お問い合わせ、寄附のお申出先

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市 こども・若者未来局 こども・若者政策課

電話：042-769-8315 FAX：042-759-4395

E-mail：kw-seisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

寄附申出書

令和 年 月 日

相 模 原 市 長 あて

（**申出者**）寄附をされる方

※納入通知書・領収書・礼状の宛名となります。

〒	—
住 所	
(フリガナ)	
氏名	
連絡先	()

（**連絡者**）寄附手続きのご担当者の方等

※申出者と同一の場合は記入不要です。

〒	—
住 所	
(フリガナ)	
氏名	
連絡先	()

次のとおり子ども・若者未来基金への寄附の申出をします。

1. 寄附金額												
		十億			百万			千				円
2. 入金方法												
☐ 納入通知書によるお振込み ※振込み手数料はかかりません												
☐ 窓口での寄附金受渡し												
3. 市ホームページでの情報提供について												
氏 名 の 公 表 : ☐ 同意する ☐ 同意しない												
寄 附 金 額 の 公 表 : ☐ 同意する ☐ 同意しない												
4. 寄附金の使い道												
☐ 子どもの貧困対策に係る事業（給付型奨学金等）												
☐ その他の事業（)												
5. その他												

※ご記入いただいた個人情報は、本件寄附に関する業務以外には使用いたしません。

【問合せ先】相模原市こども・若者未来局こども・若者政策課
〒 252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15
TEL 042-769-8315 FAX 042-759-4395
E-mail kw-seisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

グループ討議の結果（令和7年度第1回全体会）

【Aグループ】

- ・ 犯罪抑止のため、防犯カメラの設置台数を増やせないか。
- ・ 空き家を減らすため、市で確認して何か対策できないか。

【Bグループ】

- ・ 詐欺等の対策のため、高齢者等が相談できる窓口を市が設置できないか。
- ・ 詐欺等に対する注意喚起をひばり放送で放送するほか、広報さがみはらにも掲載できないか。

【Cグループ】

- ・ 詐欺等の情報共有や伝達を何らかもつとできないか。
- ・ 犯罪防止のため、市と地域で協力して何かできないか。
- ・ 空き家対策の市の相談窓口があるとよい。

テーマ『防犯対策について』

(案１) 特殊詐欺等を未然に防ぐために

大野中地区では、令和６年の特殊詐欺の犯罪発生件数が３４件あり、南区内で最も被害の多い地区となっている。

地域では、地区防犯協会や自治会活動において、注意喚起をしており、また、市においても、迷惑電話防止機能付き電話機の購入費補助制度を設けるなどの対策をしているが、こうした被害を少しでも未然に防ぐため、

- ①ひばり放送や広報さがみはらで定期的に注意喚起をする。
- ②高齢者向けの特殊詐欺等の防犯講座を市が警察と協力して各地域で開催する。
- ③さがみはら安全・安心メールの高齢者の登録を促進する。
- ④被害に遭いそうな高齢者等が相談する窓口を警察以外にも身近な市役所にも設置する。

以上４点について、市で取り組んでいただけないかと考えているが、市の考えを伺いたい。

（案２）市防犯カメラ設置費補助制度の拡充について

大野中地区の令和６年の犯罪発生件数は、自転車盗難が１２７件と多く、暴行や窃盗等のその他の刑法犯認知件数も３５７件で、他地区と比べても非常に多く、地域では不安を抱えている。

これに対して、市では、自治会等の地域の防犯活動団体を対象として、防犯カメラ設置費補助制度を設けているが、設置台数が少ないように思われるので、犯罪を抑止して安全で安心に暮らしていけるよう、設置台数を増やせばよいと思う。

そのために、制度の周知に力を入れることのほか、補助金の上限額について、同じ県内指定都市の横浜市は２８万円、川崎市は２０万円であるが、相模原市は１２万円のため、設置者の負担軽減を目的に上限額を引き上げることや、東京都の様に修理に要する経費を新たに対象とするなどの拡充について、市の考えを伺いたい。

(案3) 空き家対策について

ひとり暮らしの高齢者が増えていくとともに、管理不全の空き家も増えているかと思われるが、景観を損なうだけでなく、不審火の危険や不審者が寄り付くなど、防犯上の観点からも望ましくないと思う。

このため、管理不全と思われる空き家を早期に把握して、所有者に適切な管理を促していくことが大事と思う。

しかし、自治会加入率低下の問題もあり、未加入世帯の場合、関わりが難しい面もあるため、地域としては、どの様に対応したらよいか教えていただきたい。

また、市がどのように空き家を把握して、どのような対策に取り組まれているのか、併せて、今後、空き家対策として検討していることなども伺いたい。

役割分担について

※開催時間は18時から19時30分まで
(実質的な懇談の時間は1時間程度の予定)

テーマ 「防犯対策について」

司 会：(原口副会長)

閉 会：(佐藤副会長)

NO	懇談事項（案）	発表者
1	特殊詐欺等を未然に防ぐために	
2	防犯カメラ設置費補助制度の拡充について	
3	空き家対策について	

【令和6年度】

司 会：田村副会長 趣旨説明：佐藤副会長 閉会あいさつ：堤副会長

発表者：小助川委員、山本委員、谷委員

【令和5年度】

司 会：堤副会長 閉会あいさつ：田村副会長

発表者：大塚委員、高安副会長、高橋委員

○相模原市が実施している主な防犯の取り組み

1. 防犯灯

- ・防犯灯の設置及び維持管理
- ・防犯灯設置費等、維持管理費補助

2. 防犯講習会・防犯パトロール

3. 防犯活動の推進

- ・地域防犯活動団体の活動等への補助
地域防犯活動団体が防犯活動に必要な物品の購入に対する補助
地域防犯活動団体が設置する防犯カメラの購入・設置等に対する補助
- ・相模原防犯協会・相模原南防犯協会・相模原北防犯協会・津久井防犯協会への補助

4. 「安全・安心メール」による情報の発信

5. 「走るこども110番の家」の実施

郵便局やタクシーなどの民間車両のほか、市の公用車や清掃車等により、子どもたちなどから助けを求められたときや不審者を見かけたときなどに子どもたちを保護し、警察に通報する「走るこども110番の家」を実施。

6. 犯罪被害者等への支援

犯罪に遭われた人やその家族に寄り添い、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指して、令和5年4月に「相模原市犯罪被害者等支援条例」を施行し、条例に基づく各種支援施策(相談支援、経済的支援、日常生活支援、居住支援等)を行った。

7. 暴力団排除の推進

市民、事業者及び行政が一体となって暴力団排除を推進するため「相模原市暴力団排除条例」に基づき、市民の意識啓発を図るとともに、市の事務事業からの暴力団排除を実施した。

8. 特殊詐欺被害の防止

電話で親族や公共機関の職員を名乗り、現金やキャッシュカードをだまし取るなどの特殊詐欺が市内でも多発していることを受け、令和3年度から迷惑電話防止機能付き電話機などの購入費の一部を補助する制度を開始した。

○地域が実施している主な防犯の取り組み

1. 南区安全・安心まちづくり推進協議会

- ・啓発活動（警察や町田市との合同パトロール等）
- ・青パトの貸し出し
- ・こども110番の家事業
- ・さがみはら安全安心ステーションの運営

2. 大野中地区防犯協会

- ・青色防犯パトロールの実施（講習会の開催を含む）
- ・防犯活動物品の配布
- ・啓発活動 など

3. その他

- ・自治会等による防犯パトロール
- ・登下校時の見守り など

令和6年 地区別犯罪発生状況

地 区	犯罪種別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
大野中	不同意性交等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	空き巣	0	0	1	1	1	0	0	2	0	1	0	0	6
	車上ねらい	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	0	6
	自転車盗難	7	7	6	18	5	11	20	13	10	12	9	9	127
	特殊詐欺	1	3	2	2	1	2	3	7	7	3	1	2	34
	刑法犯認知件数	23	18	18	34	27	28	45	35	24	35	39	31	357
大野南	不同意性交等	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	5
	空き巣	0	0	0	0	2	3	1	0	0	0	1	1	8
	車上ねらい	1	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1	1	6
	自転車盗難	8	11	8	22	12	16	21	14	23	18	18	16	187
	特殊詐欺	1	3	1	5	0	4	1	1	5	3	1	5	30
	刑法犯認知件数	32	22	22	38	42	45	53	40	39	31	41	54	459
麻溝	不同意性交等	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	空き巣	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3
	車上ねらい	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	自転車盗難	2	2	1	5	2	6	4	3	9	8	5	4	51
	特殊詐欺	1	1	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	6
	刑法犯認知件数	5	12	5	11	9	15	12	9	17	18	14	10	137
新磯	不同意性交等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	空き巣	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
	車上ねらい	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2
	自転車盗難	1	2	0	2	1	1	1	1	2	1	4	1	17
	特殊詐欺	1	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	1	6
	刑法犯認知件数	6	2	4	4	3	4	4	5	4	3	7	4	50
相模台	不同意性交等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	空き巣	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	5
	車上ねらい	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	自転車盗難	6	2	1	5	3	10	7	5	9	12	17	15	92
	特殊詐欺	1	2	1	2	1	5	1	0	7	4	2	2	28
	刑法犯認知件数	39	6	6	16	11	19	19	8	20	20	34	23	221
相武台	不同意性交等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	空き巣	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	車上ねらい	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	自転車盗難	0	3	2	2	1	5	3	2	2	4	2	1	27
	特殊詐欺	1	0	4	0	0	1	1	0	1	1	2	1	12
	刑法犯認知件数	1	5	6	3	2	9	10	6	6	8	2	5	63
東林	不同意性交等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	空き巣	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	5
	車上ねらい	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	3
	自転車盗難	3	3	3	12	9	6	13	18	7	11	13	9	107
	特殊詐欺	1	2	0	1	2	0	2	3	2	3	2	3	21
	刑法犯認知件数	15	7	7	20	20	23	21	32	20	16	23	18	222
計	不同意性交等	0	1	1	0	0	0	0	3	0	0	1	0	6
	空き巣	4	0	3	2	5	3	1	2	1	2	4	3	30
	車上ねらい	2	2	1	0	2	3	0	2	2	2	4	1	21
	自転車盗難	27	30	21	66	33	55	69	56	62	66	68	55	608
	特殊詐欺	7	11	9	12	5	15	8	11	23	14	8	14	137
	刑法犯認知件数	121	72	68	126	114	143	164	135	130	131	160	145	1509

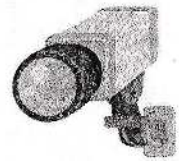
※数値は速報値です

※地区と発生場所の対応表
大野中・・・鶺野森、大野台、古淵、西大沼、東大沼、若松
大野南・・・旭町、上鶴間（1丁目～3丁目）、上鶴間本町、相模大野、文京、御園（1丁目～3丁目）、豊町、栄町
麻 溝・・・麻溝台（丁目なし）、北里1丁目、下溝、当麻
新 磯・・・磯部、新戸
相模台・・・麻溝台（丁目あり）、北里2丁目、相模台、相模台団地、桜台、双葉、南台、御園（4丁目～5丁目）、新磯野2丁目
相武台・・・新磯野（2丁目以外）、相武台、相武台団地
東 林・・・上鶴間（4丁目～8丁目）、相南、東林間、松が枝町

注）実際のまちづくり区域と異なる部分もあります。

地域で設置する防犯カメラに必要な経費の一部を補助します！

～令和7年度 防犯カメラ設置費補助制度～



1 補助の要件

(1) 設置目的

不特定多数の人が利用する道路をメインに撮影し、地域における犯罪の防止を目的に設置された防犯カメラ。

※マンションの入口や駐車場等を撮影する防犯カメラは対象外となります。

(2) 設置する団体

自治会又は地域住民等で組織された防犯活動団体(*商店街団体含む)

(3) 設置及び管理方法

- 防犯カメラの設置について、設置場所の使用許可及び周辺住民の承認が必要となります。
- 管理責任者を指定するなど、「相模原市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき、設置・管理、運用することが必要となります。
- 犯罪の抑止効果を高めるとともに、個人情報保護の観点から、防犯カメラが設置されていることと設置者がわかるような看板を目立つように設置してください。

2 補助の金額

(1) 補助対象経費

防犯カメラや録画装置の機器購入費用、設置工事費用、看板製作費用など。

※次の防犯カメラも補助対象となります。

ア これまでに補助を受け設置した防犯カメラで、機能強化(撮影範囲の拡大等)を伴う更新での設置

イ 契約終了時に所有権移転するリース契約での設置

※1団体あたり5台まで申請可能ですが、予算に限りがありますので、申請台数全てが補助されるとは限りません。

※保守点検費用・修理費用及び電気料金等の維持管理費は対象となりません。

(2) 補助金額

- ア 補助対象経費の9/10 } いずれか低い額(千円未満の切捨て)
イ 12万円 } (※カメラ1台ごとに計算)

3 申請方法・受付期間等

申請を行う前に「事前協議書」を作成し、受付期間内に、直接又は郵送で、交通・地域安全課まで提出してください。

◆事前協議書受付期間 令和7年5月1日から7月31日まで(必着)

4 問い合わせ先・提出先

市民局 交通・地域安全課

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

電話 042-769-8229

令和6年度 地区まちづくりを考える懇談会 実施要領

1 目的

まちづくり会議の委員と市が意見交換や情報共有をしながら、地域の特性や地域資源を生かしたまちづくりを協働して考える場を設け、住みよいまちづくりを推進する。

2 本年度の開催方針等

各地区まちづくり会議が市長と地区のまちづくりについて考える「対話」の場を希望した場合に実施する。

また、名称を『地区まちづくりを考える懇談会「地域の未来を語ろう with 市長」』として実施する。

3 開催単位

実施希望地区のみ年1回1会場までとする。

4 実施方法

各地区まちづくり会議と市の協働により実施する。

5 開催日等

実施日及び会場は、まちづくり会議と市との調整により決定する。

開始時間は原則午後6時からとし、協議により変更可能とする。

(まちづくり会議側からの希望がある場合は、昼間の実施も可能とする。)

6 進行等

懇談会の進行等はまちづくり会議の代表者等が行い、実施時間は概ね1時間30分とする。

7 出席者

(1) 地区の出席者は、まちづくり会議の委員とする。なお、まちづくり会議が特に必要とする場合には、委員以外の出席を認めることができるものとする。

(2) 市側の出席者は、市長、テーマ担当副市長、区長、テーマに関連する局長（市長公室長含む。）及び事務局長とする。ただし、区長は副区長が、局長は部長級が代わることができ、部長級が設置されていない局については、局長が指定する所属長が代わることができ、事務局長は次長又は指定する職員が代わることができるものとする。また、まちづくり会議事務局の職員、テーマに関連する部署の課長及び職員も出席できるものとする。

※市長の公務日程等で対応できない場合がある。

8 懇談の内容

地区のまちづくりに関して、地区でテーマを設定する（二つ以内）。

【テーマの考え方】

- ア 現在、地区で重点的に取り組んでいるもの。
- イ 今後、地区で取り組んでいく必要があるもの。

9 傍聴

当日受付とし、地区以外の住民も傍聴可能する。ただし、会場の都合により、座席数には限りがあるため、希望者が多い場合には抽選により、傍聴者を決定する場合がある。

10 周知方法

市ホームページ及び地域情報紙にて周知を行う。

令和6年度 地区まちづくりを考える懇談会の流れ

- (1) 開会（まちづくり会議委員）
- (2) 出席者の紹介（まちづくり会議委員・市側出席者）
- (3) まちづくり会議代表あいさつ
- (4) 市長あいさつ
- (5) 懇談

※議論の視点「地域でできること」、「市がやるべきこと」、「協働でできること」とは何か
という視点から建設的な懇談の場とする。

- ・テーマの内容をまちづくり会議から説明（パワーポイント、資料等）
- ・テーマに関連する市や区の間組等について説明（関連する区長、局長等）
- ・テーマについての懇談
- ・まちづくり会議代表あいさつ

- (6) 市長あいさつ（感想）
- (7) 閉会

グリーンスローモビリティの希望地域の公募について

本市では、高齢化や地域特有の地理条件などから身近な移動に困難を抱える地域の課題解決策として、令和5年度から地域主体でのグリーンスローモビリティ（時速20km未満で公道を走る電動車を活用した小さな移動サービス）の実証運行を行ってまいりました。令和7年度は、緑区若葉台地区において本格運行を開始し、南区新磯地区においては、引き続き実証運行を実施しております。今年度は、新たな地区において導入を予定しており、希望地域について公募します。

1 公募対象者

地域組織から構成員が参加し、3人以上で組織する団体

2 公募対象地域

1. 主な目的地までの運行ルートが、片道1～3km程度
2. 主な目的地まで、幹線道路を通行する必要がない
3. 徒歩および公共交通を用いて、買い物施設等へのアクセスが難しい

3 公募説明会（広報さがみはら7月15日号）

中央区：令和7年7月30日（水）（ウェルネス7階視聴覚室）10：00～11：30

南区：令和7年8月1日（金）（南区役所3階講堂）10：00～11：30

緑区：令和7年8月4日（月）（緑区役所4階集団指導室）10：00～11：30

○申込方法 電子メールまたは電話で交通政策課へ

○申込期間 7月15日（火）～7月28日（月）

※なお、定員は先着順で、各日7団体程度（原則1団体3人まで）とします。

4 公募期間（広報さがみはら8月1日号）

令和7年8月1日（火）～9月19日（金）

○申込方法 検討申請書（別添）を電子メールまたは郵送にて交通政策課へ

※適宜、団体と調整の上、地区ごとに導入について検討いたします。

5 導入の手引き

別添のとおり

都市建設局まちづくり推進部交通政策課

042-769-8249（直通）

toshikoutsu@city.sagamihara.kanagawa.jp

担当：藤井